

龍ヶ崎市障がい福祉システム構築及び利用契約  
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和5年12月28日

龍ヶ崎市 福祉部 障がい福祉課

## 1. 趣旨

本業務は、障がい福祉業務において使用している障がい福祉システム(以下「本システム」という。)の更新を行うとともに、令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和7年度末までに対応することが義務づけられている、地方公共団体情報システムの標準化にも対応するために、システムの調達を行うものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

龍ヶ崎市障がい福祉システム構築及び利用契約

### (2) 期間

契約の日から令和11年12月31日(月)まで

#### ① システム構築

契約日から令和6年12月31日(火)まで

※テスト稼働期間を含むものとし、令和7年1月1日(水)より本稼働とする。

#### ② システム利用

令和7年1月1日(水)から令和11年12月31日(月)まで

### (3) 業務範囲

#### ① システム構築

システム構築期間は、契約の日から令和6年12月31日(火)までとし、プロジェクトの管理、必要なシステムのセットアップ、本システムの運用に必要なサーバ及びその周辺機器、端末の調達、データ投入、ネットワーク設定、操作研修、テスト稼働(3ヶ月間)等、本システム利用開始前に必要となる一連の作業を行う。

#### ② システム利用

本システムの利用期間は、令和7年1月1日(水)から令和11年12月31日(月)までの60ヶ月とする。

### (4) 提案上限額

49,962,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

※システム構築費用、システム利用料、保守料を含む。

### (5) 契約形態

利用契約(ハードウェア及びソフトウェアの保守を含む)

### (6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### (7) 支払条件

毎月払(60回)。ただし支払は、令和7年1月(システム利用開始月)から始ま

るものとし、履行確認後、適法な請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関口座に振り込むものとする。

### 3. 企画提案の概要

#### (1) 内容

「龍ヶ崎市障がい福祉システム構築及び利用契約要求仕様書」のとおり。

#### (2) 事務局

龍ヶ崎市 福祉部 障がい福祉課  
茨城県龍ヶ崎市3710番地  
電話:0297-64-1111(内線 269)

#### (3) スケジュール

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ・ 公募開始日       | 令和5年12月28日(木)   |
| ・ 質問書受付期限     | 令和6年1月11日(木)17時 |
| ・ 質問に対する回答予定日 | 令和6年1月16日(火)    |
| ・ 参加表明書受付期限   | 令和6年1月22日(月)17時 |
| ・ 企画提案書等の提出期限 | 令和6年1月31日(水)17時 |
| ・ 書類審査結果の通知   | 令和6年2月7日(水)予定   |
| ・ プレゼンテーション等  | 令和6年2月15日(木)予定  |
| ・ 審査結果の公表     | 令和6年2月下旬～       |
| ・ 契約手続        | 令和6年3月上旬～       |

### 4. 参加資格

プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、次の各号に掲げる参加資格要件を満たすものでなければならない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。)第11条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ④ 規程第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱(平成20年龍ヶ崎市告示第17号)第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- ⑤ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産

税・都市計画税及び軽自動車税)の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が市内にある場合に限るものとする。

- ⑥ プライバシーマーク相当以上の個人情報保護認証資格を取得していること。
- ⑦ 龍ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年6月24日条例第23号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- ⑧ 平成30年度から令和5年度中に、龍ヶ崎市障がい福祉システム構築及び利用契約要求仕様書(別紙1)に示す障がい福祉システムを国または地方公共団体から受注した実績を有すること。
- ⑨ 「龍ヶ崎市障がい福祉システム機能要件一覧表(別紙2)」における必須である機能とする重要度区分◎の対応欄に「×」がないこと。
- ⑩ ハードウェア、ソフトウェア共に障害等が発生した場合には2時間以内に保守・サポート対応に着手できる体制を有すること。

## 5. 提出書類等

### (1) 参加表明に関する提出書類

#### ① 提出書類

- ・ 様式1 参加表明書
- ・ 様式2 誓約書
- ・ 様式3 同種業務実績確認調書
- ・ 法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)の原本
- ・ 国税及び市税の納税証明書  
国税については「納税証明書(その3の3)」を提出すること。市税については、事業所が市内にある場合に限るものとし、「納税証明書(未納税額のない証明)」を提出すること。
- ・ 最寄りのサービス拠点から本市までの道のり及び所要時間が確認できる書類(任意様式)を提出すること。

#### ② 提出部数

- ・ 各1部

#### ③ 提出期限

- ・ 令和6年1月22日(月)17時

#### ④ 提出先

- ・ 事務局  
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地  
龍ヶ崎市福祉部障がい福祉課

#### ⑤ 提出方法

- ・ 上記提出先へ直接持参(平日の9時から17時まで受付)又は郵送等(提

出期限日必着)

(2) 質問書

① 提出書類

- ・ 質問書(様式 6)

② 提出期限

- ・ 令和6年1月11日(木)17時

③ 提出先

- ・ 事務局

〒301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地

龍ケ崎市福祉部障がい福祉課

④ 提出方法

- ・ 電子メールにより提出期限までに提出し、電話により必ず到着確認をすること。

電子メールアドレス<syakai@city.ryugasaki.lg.jp>

- ・ なお、メールの件名は「龍ケ崎市障がい福祉システム構築及び利用契約に関する質問」とすること。

- ・ 電話や窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。

⑤ 質問に対する回答予定日

- ・ 令和6年1月16日(火)

⑥ 回答方法

- ・ 回答は、市公式ホームページにおいて掲載する。

⑦ 留意事項

- ・ 同様の質問が複数あった場合は、一括して回答する。
- ・ 質問者の商号又は名称等は、公表しない。
- ・ 評価に対する質問については、回答しない。

(3) 企画提案書等

① 提出書類

- ・ 提案書(様式4)

- ・ 企画提案書(任意様式、A4 サイズ、両面、50 ページ以内)

記載内容については「龍ケ崎市障がい福祉システム構築及び利用契約要求仕様書(別紙1)」及び「システム企画提案書作成要領(別紙3)」を参照すること。

- ・ 体制図(任意様式)

企画提案に係るプロジェクト管理責任者、主担当者等を記載した体制図を提出すること。

- ・ 業務従事者一覧(任意様式)  
体制図に記載した、プロジェクト管理責任者、主担当者等の資格やこれまでの実績及び、在籍期間を記載した一覧を提出すること。
  - ・ 見積書(様式5)  
記載内容については「見積書作成要領(別紙4)」を参照すること。
  - ・ 龍ヶ崎市障がい福祉システム機能要件一覧表(別紙2)  
対応可否欄に必要事項を記載し、提出すること。
  - ・ システムに関する書類  
利用者向け及びシステム管理者向けマニュアルの目次及び画面イメージがわかるページをサンプルとして10ページ程度。
  - ・ 地方公共団体情報システムの標準化対応に向けて必要となる費用に関する書類(任意様式)。なお、本書類については参考資料として提出を求めらるるものであり、今回のプロポーザルにおける評価の対象とはしない。
- ※ 提出された書類等は返却しないものとする。

## ② 提出部数

- ・ 提案書、企画提案書、体制図及び業務従事者一覧 8部(正本1部、副本7部)
- ・ 企画提案書のデータを格納したCD-ROM又はDVD-ROM1枚を併せて提出すること。
- ・ 書類は分散しないようA4サイズファイルで綴じ込むこと。
- ・ 書類ごとにインデックスを付すこと。
- ・ 見積書 1部
- ・ 龍ヶ崎市障がい福祉システム機能要件一覧表(別紙2) 1部
- ・ システムに関する書類 1部
- ・ 地方公共団体情報システムの標準化対応に向けて必要となる費用に関する書類 1部

## ③ 提出期限

- ・ 令和6年1月31日(水)17時

## ④ 提出先

- ・ 事務局

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市福祉部障がい福祉課

## ⑤ 提出方法

- ・ 上記提出先へ直接持参(平日の9時から17時まで受付)又は郵送等(提出期限日必着)

## 6. 書類審査

企画提案書受付後、事務局による書類審査を実施する。

- (1) 書類審査結果通知日
  - ・ 令和6年2月7日(水) 予定
- (2) 通知方法
  - ・ 電子メールによる。
  - 電子メールの宛先は、参加表明書記載の電子メールアドレス宛とする。

## 7. プレゼンテーション等の実施

書類審査に合格した者(以下「企画提案者」という。)は、企画提案の内容に関するプレゼンテーション及びデモンストレーションを以下のとおり行うこととする。

- (1) 実施日時
  - ・ 令和6年2月15日(木) 10:00～ 予定
  - 詳細については、企画提案者に対し別途通知する。
- (2) 内容
  - ・ 企画提案書の内容を具体的に説明することとし、正誤訂正を除き、企画提案書の記載内容以外の説明は禁止する。
  - ・ 制限時間は60分とし、時間配分はプレゼンテーション(25分以内)、デモンストレーション(25分以内)、質疑応答(10分以内)とする。
  - ・ デモンストレーションは必ず実機を用いて行うこと。
- (3) 説明者
  - ・ 主な説明者は、本件プロジェクトのプロジェクト管理責任者とし、必要に応じて主担当者の説明も可能とする。
- (4) その他
  - ・ プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施するにあたり、使用する備品等は、すべて企画提案者側で用意すること。ただし、スクリーン、コンセントについては、本市側の備品を利用しても良いこととする。
  - ・ 本市では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境及びプロジェクター等は準備しない。
  - ・ プレゼンテーション及びデモンストレーションに係る準備作業は、開始時間の30分前から可能とする。終了後は速やかに片づけを行い、原状回復したうえで撤収すること。
  - ・ プレゼンテーション審査の順番については、参加表明書の提出順とし、開始時間等の詳細については、別途通知する。

## 8. 審査方法

- (1) プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施した後、審査基準に従い各企画提案の評価を行う。提案内容の評価視点については、「龍ヶ崎市障がい福祉システム構築及び利用契約業者選定基準」による。
- (2) 評価は、龍ヶ崎市障がい福祉システム導入検討委員会において行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、評価内容を龍ヶ崎市契約審査会（以下「契約審査会」という。）に諮ったうえで、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として特定する。また、次点の交渉権者も併せて特定する。
- (3) 契約審査会にて特定された優先交渉権者は、提案内容を基礎として、本市と詳細な仕様及び価格等を協議するものとする。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、本市は次点の交渉権者と協議を行うことがある。
- (4) 企画提案者は、自身の評価結果について提示を求めることができる。
- (5) 企画提案者が1者のみの場合でも審査は実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、当該企画提案者を優先交渉権者とする。

## 9. 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーション等に参加した企画提案者宛てに令和6年2月下旬に通知するものとする。

## 10. その他注意事項

### (1) プロポーザル参加の辞退

参加表明書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

### (2) 無効の提案

- ① 同一事業者が、複数の提案を行ったとき。
- ② 所定の日時まで書類が提出されなかったとき。
- ③ 参加資格を満たさない若しくは満たさなくなったとき。
- ④ 提案上限額を超える提案があったとき。
- ⑤ 提案に関して虚偽又は不正行為等があったとき。
- ⑥ 公正なプロポーザルの執行を妨げたとき。
- ⑦ 見積書について、金額その他必要事項を確認し難いとき。

### (3) 提案書、審査等について

- ① 提出された書類は、審査目的以外には使用しない。ただし、龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号）に基づき公表する場合がある。
- ② 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。



- ③ 本件プロジェクトのプロジェクト管理責任者又は主担当者を変更する場合には、プレゼンテーション等の実施日の前々日(土日祝日を除く。)までに本市に届け出るものとする(任意様式)。その場合は、従前の担当者と同等以上の技術、実績及び在籍期間を有する者であることを示すものとし、本市の承諾を受けることとする。
- ④ 書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーション等に要する経費、その他本プロポーザルへの参加に要する経費は参加者及び企画提案者の負担とする。
- ⑤ 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。
- ⑥ 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え及び再提出並びに追加の提出は認めない。
- ⑦ 本プロポーザルに関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ⑧ 参加者又は企画提案者は、要領等の内容や、審査結果に対して異議の申し立てはできない。
- ⑨ 本市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザルの企画提案以外の目的で使用することを禁ずる。また、本プロポーザルにおいて知り得た情報については、守秘義務を課す。
- ⑩ 本システムの構築中に作成した報告書や、作業の過程で得た情報等は、一切の権利を含めて龍ヶ崎市に帰属するものとする。
- ⑪ 企画提案書に記載した本事業に携わる技術者等は原則として事業完了まで従事することとする。ただし事業の目的を果たせないと龍ヶ崎市が判断した場合は、技術者等の変更を求めることがある。

以上